

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 12 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名         | リネン工場におけるボイラーの更新 (A 重油→都市ガス)                                 |
| 排出削減事業者名        | コーベベビー株式会社   |
| 排出削減共同実施事業者名    | 一般社団法人 低炭素投資促進機構   |
| 事業実施場所          | コーベベビー株式会社 東海工場<br>(愛知県蒲郡市浜町 13-5)                           |
| 事業の概要           | A 重油ボイラーを高効率の都市ガスボイラーに更新することにより、エネルギー使用の合理化を進め、CO2 排出量の削減を図る |
| 排出削減量の計画        | 2012 年度 173 tCO2/年<br>(事業実施期間合計 173 tCO2)                    |
| 国内クレジット<br>認証期間 | 開始日 2012 年 12 月 2 日<br>終了予定日 2013 年 3 月 31 日                 |
| 排出削減方法論         | 方法論番号 001 ボイラーの更新  |

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|----|-------|
|----|-------|

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 日本国内で実施されること             | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：<br/>コーベベビー株式会社 東海工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：2013年2月1日</p>  |
| 追加性を有すること                | <p>1) 法的義務がないこと<br/>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること<br/>本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用可能であることを排出削減事業者への質問、検査証の閲覧等により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数<br/>本事業の投資回収年数計算については、入手した根拠資料、質問および検算により、補助金を除いた純投資額に基づき24.5年と算定されることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 本事業者は、レンタルおむつの専門企業として、省資源とリサイクルを2本の柱として従来から環境負荷の低減を重視し、ISO14001も取得し環境改善に力を尽くすことを社の理念としてきた。本事業に係る投資負担も軽いものではなかったが、地球環境の保護という大きなテーマも重視し、本事業により省エネ・省CO2を推進し環境改善できることから、本事業の実施に至ったことを確認した。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者およびその他関連事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p>  |
| 排出削減方法論に基づいて実施されること      | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2) 既存の炉筒煙管ボイラーの使用年数は、法定耐用年数のほぼ2倍であるが、検査証の閲覧や質問等により継続使</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>用可能であったことを確認した。</p> <p><b>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、事業実施前後の設備の仕様書の確認、関係者への質問、検算により、高効率のボイラーへ更新することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、ボイラーの更新を行わなかった場合、既存のボイラーを継続して利用することができることを、検査証の閲覧、排出削減事業者への質問等により、確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気は対象事業所の工場にて自家消費されることを、現地の視察および排出削減事業者への質問により確認した。</p> <p>3)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p> |
|--|---|

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

特になし

以上